

環境マネジメント

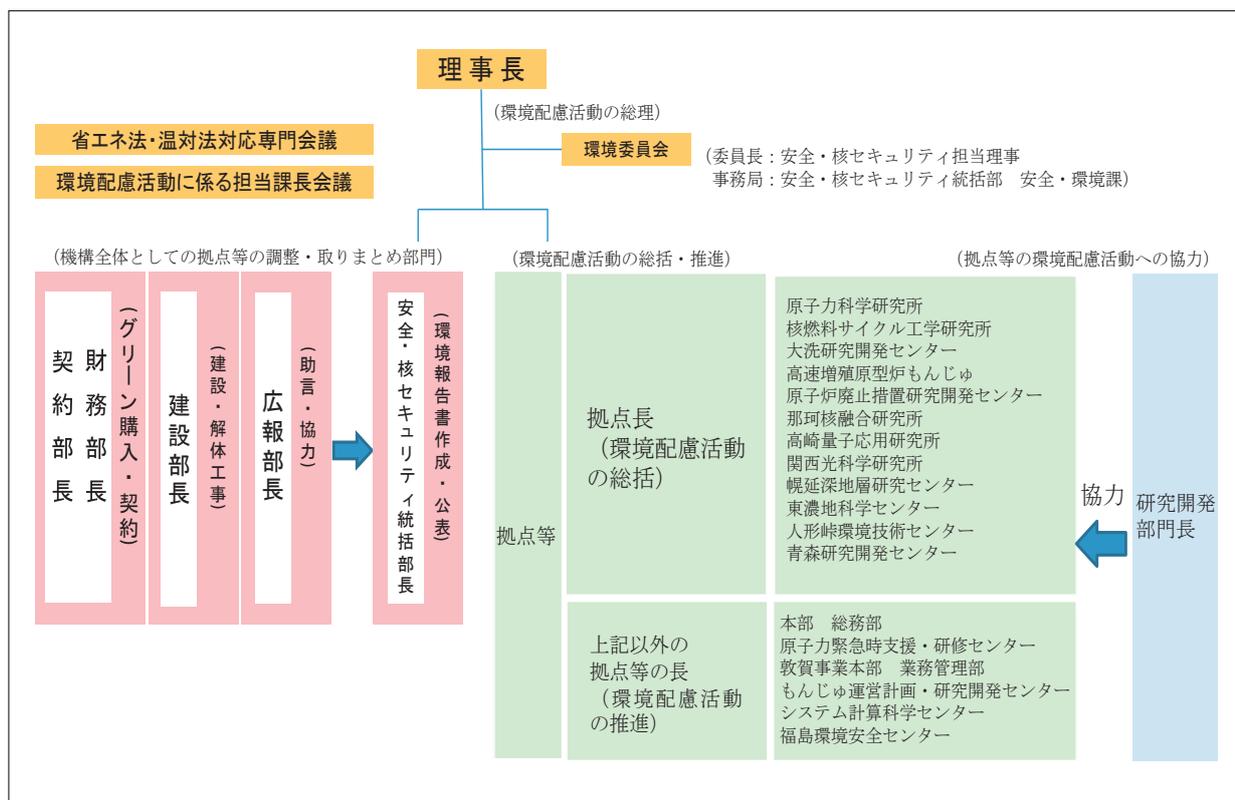
原子力機構では、事業運営に当たり環境への配慮を優先事項と位置付け、組織全体で環境配慮活動に取り組むため「環境配慮管理規程」を定め、この規程に基づいて毎年度理事長が定める環境基本方針の下、環境目標を定め環境配慮活動に積極的に取り組んでいます。

2015年度環境目標の達成に向けて全拠点・事務所等で取り組み、また各種の規制基準を遵守した事業活動を継続して実施しました。

環境配慮活動の体制と活動の流れ

環境配慮活動の推進・チェック等を目的に安全・核セキュリティ統括担当理事を委員長とする「環境委員会」を設置しています。環境基本方針に基づき毎年度環境目標を設定し、年度計画を立て、各拠点・事務所においても年度計画を立て、それに基づいて活動しています。各拠点・事務所等に環境配慮活動担当課長を定め、この担当課長から成る「環境配慮活動に係る担当課長会議」等を活用して意思疎通、情報伝達、集計取りまとめなどの組織的・計画的な環境配慮活動に取り組んでいます。また、省エネルギーや温暖化対策等に関する事項については、各拠点のエネルギー管理員等から構成する「省エネ法・温対法対応専門会議」にて専門的に確認・取りまとめを行っています。

原子力機構においては、これまで6拠点において（量子科学技術研究開発機構へ移管された拠点を含む）環境マネジメントシステムに関する国際規格（ISO14001）の認証を取得し、現在、東濃で定期的に更新審査を受審して認証を維持しています。なお、現在は認証を有していない拠点も原子力機構の「環境配慮管理規程」に基づく環境配慮活動に移行し、ISO14001に準じた活動を行っています。



2015年度の体制図



環境委員会での審議



環境配慮活動に係る担当課長会議での審議

環境基本方針

2015年度における原子力機構の環境基本方針は以下のとおり定めました。この基本方針の下、さまざまな環境配慮活動を実施しました。

2015年度環境基本方針

機構は原子力の総合的研究開発を進める国立研究開発法人として、原子力科学技術分野における研究開発成果の最大化に取り組みつつ、安全を最優先とした上で、我が国の将来のエネルギーの安定供給、資源の有効利用及び環境負荷の低減・環境汚染の予防などの地球環境の保全を図りつつ、原子力の総合的研究開発を推進する。

2015年度の環境配慮に係る活動に当たっては、以上を踏まえつつ継続的な改善に取り組むこととし、環境配慮管理規程等に基づき基本方針を以下のとおり定める。

- 事業運営に当たっては環境への配慮を優先事項と位置付け、環境保全に関する法令、自治体条例等の要求事項を遵守するとともに、安全確保を図りつつ、省エネルギー、省資源及び廃棄物の低減を図り、地球環境の保全に努める。
- 環境保全に関する情報発信を推進し、国民や地域社会との信頼関係を築くように努める。

環境配慮活動ハイライト

高崎研が群馬県知事顕彰・環境功績賞を受賞！

群馬県の関係団体である（公社）群馬県環境資源保全協会は、環境啓発イベント「ぐんま環境フェスティバル」を毎年開催しています。

当該イベントや関連した講演会に講師を毎年派遣し、また、環境啓発事業に尽力貢献したとして、2015年5月18日、高崎量子応用研究所に対し、群馬県知事顕彰（環境功績賞）が贈られました。



群馬県知事から表彰を受ける玉田所長（当時）

東濃が国土交通省中部地方整備局長より感謝状を受領！

東濃地科学センターは、1975年から近隣地区の団体と合同で国道21号の「次月峠」交差点付近（泉町定林寺）の清掃活動を開始し、1998年からは花壇の整備を開始しました。花植えは、春と秋の年2回行い、水やりは夏期の期間中週3日実施しています。こうした長年の地道な活動が評価され、2015年8月19日、多治見砂防国道事務所にて「道路ふれあい月間」において長年にわたり道路の美化・清掃等道路愛護運動の推進に貢献してきたとして、国土交通省中部地方整備局長の感謝の意が伝達されました。



感謝状



次月峠の環境美化活動の様子

「いばらきスマートムーブプロジェクト2」の表彰を受賞！

「いばらきスマートムーブプロジェクト2」とは、茨城県地球温暖化防止活動推進センターを事務局とし、エコドライブとエコモビリティ（移動手段を車から徒歩や自転車へ切り替える）を組み合わせた活動です。

原子力機構は、従来から茨城県が実施する地球温暖化防止活動に参加しており、2009年度に「いばらきエコドライブ宣言者」として登録し、様々な活動に協力しています。今回の「いばらきスマートムーブプロジェクト2」に原子力機構から、本部と茨城地区の全拠点より247名が参加しています。

2016年1月29日に本表彰において、上記事務局より原子力機構が団体特別賞を受賞するとともに、5名の方が個人賞を受賞しました。



茨城県地球環境防止センター長（左）より団体特別賞を受賞

2015年度環境配慮活動のまとめ

2015年度環境基本方針に基づき、2015年度は「省エネルギーの推進」、「省資源の推進」、「廃棄物の低減」の3項目について目標を掲げました。各拠点等ではこれらを反映した計画を策定して環境配慮活動を推進しました。結果を下表に示しています。原子力機構は研究開発機関であるため、研究目的等に応じて施設の運転状況が変わり、また特に電気エネルギーの使用状況が大きく変化する場合もあり、エネルギー消費原単位の改善は目標を達成できませんでした。なお、資源エネルギー庁が省エネ法¹⁾の定期報告書を基に評価して公表している事業者クラス分け制度では、原子力機構はAクラスに該当しています。

原子力機構では廃棄物の分別回収が既に定着しており、特に金属類のリサイクル率は近年約9割であり、目標を満たしていると考えています。目標が達成できなかったエネルギー消費原単位については、今後は電気の使用の標準化と合わせて適切に検討していく予定です。

1) 省エネ法：「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（1979年6月22日 法律第49号）

2015 年度環境目標の結果及び評価について

No	項目	2015年度環境目標	結果	結果の分析	評価
1	省エネルギーの推進	2012 年度を開始年度とし 2015 年度末に、エネルギー消費原単位を年平均 1%以上削減	2012 年度を開始年度とした 2015 年度末までの前年度比の年平均は約 100.5%。削減率は 1.5%目標に届かなかった。	2012 年度からの各年度の前年度比はほぼ前年度と同程度の結果のため、目標に届かなかった。2015 年度実績では六ヶ所、那珂などの前年度比の大きな拠点があつたため、原科研などが前年度比が向上したものの吸収しきれず、機構全体の前年度比が大きく改善しなかった。なお六ヶ所、那珂を除くと 2015 年度対前年度比は約 95.5% となり、4 年度間平均は 99.1%となる。	目標は未達成
		季節及び 1 日における電気の使用の平準化に資する方策の検討と推進	電気需要平準化評価原単位の 2015 年度の対前年度比は 99.8% であり、わずかだが前年度より向上した。	一部の拠点(六ヶ所、那珂)で対前年度比が大きく、他の前年度から改善できなかった拠点等の影響もあり全体としてはわずかな減少となったが、エネルギーの支配的な拠点(原科研、サイクル研、大洗)を中心に 1%以上の対前年度比を達成した拠点も多く、平準化への検討と推進の成果と考えられる。	平準化推進の成果が現れている
2	省資源の推進	節水の推進	水資源の総投入量の 2015 年度の 2014 年度との対前年度比は 95.3%で約 5%減少。	節水努力をこれまで継続し、可能な対応は既に実施してきた結果、水資源投入量は近年ほぼ横ばい。	継続した節水努力を継続中
3	廃棄物の低減	古紙リサイクルを推進	2015 年度古紙リサイクル量である「古紙再生利用量+古紙有価物払い出し量」は 2014 年度比で約 0.88 倍。 (353t (2015) /399t (2014) =0.88) (399t (2014) /369t (2013) =1.08)	コピー用紙使用量の 2014 年度比は約 92% であり、紙資源の投入量の減少とも相関があると考えられる。(払い出す古紙には新聞雑誌その他紙類等が含まれるためコピー用紙の使用量の変化と一致しない。)	リサイクルは継続実施中
		分別回収を徹底するとともに、有価物を回収	・分別回収の進展によりリサイクル率は 2015 年度で 金属類については約 89%。 そのうち金属類を有価物として払い出している割合は 約 99%。 ・再生利用している古紙のうち、有価物としている割合は 約 86% (302t/353t=0.86) ・廃棄物全体では約 64%を再利用。	・廃棄物全体としては近年約 6 割の再利用を継続中。 ・PCB 廃棄物の処分を進め、変圧器 18 台、コンデンサ 3 台を処分。 ・金属や古紙については近年 8 割以上のリサイクル率を維持しており、資源(有価物)であるとの意識が定着している。	資源として回収し、有価物への転用を継続推進中 PCB 廃棄物処分を推進中
		放射性廃棄物の低減を推進	放射性固体廃棄物は発生量と減少量との関係から 2014 年度より保管量は 2231 本増加(ドラム缶換算)。トリチウムに関しては気体と液体の放出合計量では 2014 年度より減少。クリアランスの作業を推進。	・固体は昨年度に比して発生量が増えた割に減少量が減った。 参考として総保管量で 2013 年度→2014:812 本増加 2012 年度→2013:2511 本減 ・トリチウムは 2014 年度:1914GBq、2015 年度:1702GBq ・放射性希ガス排出量は 2014 年度比約 71%。 ・人形峠にて 10.6t の金属の除染・測定等クリアランス作業を進め、2016 年 3 月に確認申請を実施。	放射性廃棄物低減を総合的に推進

その他の 2015 年度の環境配慮活動をまとめると、

- 事業推進のため必要な投入物資については、これまでも環境に配慮した契約や調達など様々な努力を継続実施
- 大気汚染物質、放射性気体廃棄物等の大気放出、排水、放射性液体廃棄物の排出、さらに騒音・振動・悪臭等、その他の環境項目においては法令・条例等の規制基準を遵守し、規制値等を超えた事例なし
- フロン排出抑制法¹⁾等の新しい法令や改正法令等も遵守した(フロン類算定漏えい量等の報告書提出)

これらのことから総合的にみて原子力機構の事業活動は環境面において効率的かつ適切であり、周辺環境にも配慮する努力を行った、と評価しています。今後も環境に配慮した総合的な活動に継続して取り組んでいきます。

1) フロン排出抑制法:「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(2001 年 6 月 22 日法律第 64 号)

環境配慮活動研修会

原子力機構では、各拠点で推進している環境配慮活動の促進支援、活性化、スキルアップを図るため、毎年、外部講師を招き環境配慮活動研修会を行っています。2015年度は、3拠点等を対象に各拠点側の要望を踏まえて環境概論（地球環境分野における世界の思想・潮流、日本の公害の歴史、環境関連法体系など）及び法令遵守等について実施し、計64名が参加しました。研修後のアンケートから、勉強になった、仕事に役に立つなどの回答が多数得られ大変有意義な研修会と考えています。また、研修会に合わせて、講師・本部・拠点の3者での意見交換を実施しており、率直な意見と情報交換を行っています。今後も、講師との意見交換等を含めて継続して取り組んでいきます。



環境配慮活動研修会の様子

環境配慮活動研修会の開催（2015年度）

開催拠点	開催日	概要	参加人数
人形	10月15日	環境概論、法令遵守（省エネルギー法、フロン排出抑制法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、事例紹介）	22
那珂	11月27日	環境概論、法令遵守（地球温暖化対策推進法、廃棄物処理法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、フロン排出抑制法、事例紹介）	19
サイクル研	12月18日	環境概論、法令遵守（地球温暖化対策推進法、省エネルギー法、廃棄物処理法、環境配慮契約法、フロン排出抑制法、事例紹介）	23

環境物品等の調達を推進するための方針

原子力機構は、グリーン購入法¹⁾第7条第1項の規定に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を次のとおり策定し、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めています。

1. 特定調達物品等²⁾の調達の目標

個別の特定調達物品等の調達目標は、調達を実施する品目については、100%とする。
2. 特定調達物品等以外の調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努める。画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、家電製品については、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。
3. その他環境物品等の調達の推進に関する事項
 - (1) 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
 - (2) 調達する品目に応じて、エコマークや、エコリーフ等の環境ラベルの情報を十分に活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
 - (3) 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
 - (4) 事業者の選定にあたっては、その規模に応じてISO14001又は環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者、若しくは環境報告書を作成している者を優先して考慮するように努める。
 - (5) 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。

1) グリーン購入法：「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（2000年5月31日法律第100号）

2) 特定調達物品等：「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成27年2月）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの。